

平成30年 7月30日 決定

平成31年 4月 1日 改正

令和 元年 8月 8日 改正

令和 2年 7月 2日 改正

## いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会事務局規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、那須塩原市教育委員会事務局教育部国体推進課内に置く。

#### (所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

#### (職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる那須塩原市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員、臨時職員等を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「職員等」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

#### (職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

#### (服務)

第6条 職員等の服務については、那須塩原市職員服務規程（平成17年訓令第30号）の例による。

### 第2章 決裁

#### (会長の決裁事項)

第7条 次の各号に掲げる事項については、会長の決裁を要するものとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。

(5) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。

(事務局長及び事務局次長の専決)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、別表第4のとおり会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

2 専決権者が不在のときは、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「那塩国体」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの 会長

(2) 事務局長の専決を受けるもの 事務局長

(3) 事務局次長の専決を受けるもの 事務局次長

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編さんし、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第19条第1項の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を那須塩原市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、那須塩原市文書取扱規程（平成17年訓令第6号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印は、別表第6のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理するものとし、那須塩原市教育委員会事務局教育部国体推進課において保管する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、那須塩原市公印規定（平成17年訓令第8号）の例による。

第5章 財務

(旅費)

第15条 職員等の旅費の額及びその支給方法については、那須塩原市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第54号）及び那須塩原市職員等の旅費支給規則（平成17年規則第49号）の例による。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

（費用弁償）

第16条 実行委員会の委員等が会務のため旅行した時は、費用弁償として旅費を支給することができる。ただし、会則第10条に規定する会議の出席に要する費用は、この限りでない。

2 前項において支給される費用弁償の額及びその支給方法については、那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第44号）の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

（予算）

第17条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第18条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第19条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第20条 現金の出納は、那須塩原市の指定金融機関を通じて行うものとする。

（準用）

第21条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、那須塩原市財務規則（平成17年規則第50号）その他の那須塩原市の財務に関する規則等の例による。

第6章 補則

（委任）

第22条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営について必要

な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所 掌 事 務
(1) 事務局の組織、人事、服務等に関すること。
(2) 総会、常任委員会及び専門委員会の事務に関すること。
(3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
(4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。
(5) その他実行委員会の運営について必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	教育委員会事務局教育部長
事務局次長	教育委員会事務局教育部国体推進課長
事務局職員	教育委員会事務局教育部国体推進課 課長補佐及び職員

別表第3（第8条関係）

専 決 事 項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員、臨時職員等の任免に関すること。		○
(3) 非常勤職員、臨時職員等の服務に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 旅行命令に関すること。	実行委員会の委員等並びに事務局長及び事務局次長	事務局職員、非常勤職員、臨時職員等
(6) 修繕、工事又は製造の請負に関すること。	1件の予定価格が130万円を超えるもの	1件の予定価格が130万円以下のもの
(7) 公有財産又は備品の購入に関すること。	1件の予定価格が80万円を超えるもの	1件の予定価格が80万円以下のもの
(8) 業務委託及び原材料の購入に関すること。	1件の予定価格が50万円を超えるもの	1件の予定価格が50万円以下のもの

(9) 借上げ及び賃貸借に関する こと。	1 件の予定価格 が 40 万円を超 えるもの	1 件の予定価格 が 40 万円以下 のもの
(10) 前 4 号以外の契約等に関する こと。	重要なもの	軽易なもの
(11) 予算の流用及び配当替えに関す ること。		○

別表第 4 (第 9 条関係)

順位	代決者
1	那須塩原市教育委員会事務局の職員に補助執行させる事務を所掌する那須塩原市副市長
2	他の那須塩原市副市長
3	那須塩原市教育委員会教育長

別表第 5 (第 9 条関係)

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指名する者

別表第 6 (第 13 条関係)

公印の種類	書体	寸法 (mm)	
		縦	横
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 那須塩原市実行委員会会長印	てん書体	21	21
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 那須塩原市実行委員会事務局長印	同	同	同